

学校教職員
教育委員会職員
必見!

重大事態化をどう防ぐ?

事例とチェックリストでつかむ

学校のいじめ対応の 重要ポイント

重大事態化をどう防ぐ?

事例とチェックリストでつかむ

学校の いじめ対応の 重要ポイント

嶋崎政男・中村 豊 著

学校管理職、生徒指導主事の必携書! 校内研修にも最適!

「いじめ重大事態調査報告書」を基にした事例と自分の理解度やNG行動等の確認ができるチェックリストでいじめ対応に不可欠な知識・対応のポイントが学べる! 身につく!

第一法規

- いじめ重大事態の調査委員経験のある著者が「重大事態調査報告書」をベースに作成した20の事例から“学校側の対応の問題点”と“望ましい対応方法”が学べる。
- 5つの局面（未然防止／早期発見／対応・対応／重大事態の調査／連携・協働）ごとの対応のポイントをチェックリストで確認しながら身につけられる。
- 学校教職員のスキルアップのための校内研修ツールとしても最適!

嶋崎政男・中村 豊 著

B5判・176頁 定価: 2,750円 (本体: 2,500円+税10%)

第1部 1-1 事例で学ぶ「いじめの未然防止」

目次 中学校の事例

事例05

集団内に形成された暗黙の階層を背景としたいじめ【自己】

1. 本事例の概要

いじめは、Aさん（中学校2年生、女子）が小学校高学年のときから始まります。いじめの態様は、「嫌がるあだ名」及び「無視」です。そのいじめは、Aさんが中学校に入学しても継続し、嫌がるあだ名が定着します。

Aさんが在籍した学校は、学級内で強い影響力をもつ生徒らが無視や悪口を率先して誘導しており、学級内で弱い立場にいる生徒らは送らえない空気感醸成されていました。

また、Aさんは所属していた運動部においても、夏頃になると学級内と同様の悪口や嫌口を言われたり、仲間外れにされたりなど、いじめが横行して行われます。その後も、校舎内の廊下ですれ違いざまに足が踏かれ転ばされる、転がるといふ言葉とともに悪罵される、部活動の試合で移動する際利用する車内では、部員らの荷物や座席に悪口を吐きつけてくるなど、いじめが深刻化してきます。

Aさんは中学校1年時の2学期半ば頃、母親に「話をやめたい」と訴えます。母親は子供のいじめを知ると、部活動の顧問と相談をしました。

顧問の教師（顧問）らは、Aさんの母親がいじめの訴えを受けて、部員に聞き取りを行います。その方法として、部員たちにメモ用紙を配布し、「自分がいじめられているとか、いじめられているとかあれば」全部を書くように指示しました。その結果、Aさんへのいじめがあることが分かりました。しかし、Aさんに対するいじめを把握したはずの顧問らは、部員同士のトラブルとして片付けました。

顧問の教師は、Aさんの母親に、「部内で話し合った結果、仲間外れのような事実はあったが、お互いさだめた。全員納得のうえで仲直りした」と伝えます。その後、顧問の教師は、顧問の教師に指示を受けて、聞き取りで回収した部員らのメモの原本をシュレッダーにかけて廃棄しました。その被害を隠すこともしませんでした。

3学期になるとAさんは、あかさまに無視され、「傷つく言葉」が書かれた紙を渡されました。その頃よりAさんは、学級担任に提出する「生活ノート」に、「手が震える鉛」などを描き、「最近、けんけん（手）がずっとうずいている」「しんどい」「だるい」「復讐ない」

第2部 チェックリストで学ぶ「いじめ対応」

1 いじめの未然防止

■ チェックリスト

1-1 いじめの認知

★「いじめの認知」が正しいものは○を、誤っているものは×をつけてください。

	チェック項目	○・×
①	A男は思いを寄せたB男に交際を求めたが、「あなたと付き合うつもりはない」と断り拒否された。B子にA男を罵つける態度はなかった。【いじめ】と認知しなかった。	
②	A子が算数の問題が解けず悩んでいたところ、隣の席のB男が解答を教えた。A子は自分で解くつもりだったので泣き出してしまった。B男の行動は親切心からだったが、【いじめ】と認知しなかった。	
③	A男からかわれたB男はA男に復讐がかり、その後双方がほぼ同じ程度復讐り合った。【けんか】なので【いじめ】の認知しなかった。	
④	プロレスごっこをしているA男とB男に担任が声をかけると、2人とも「逆びだ」と答えた。担任はA男がいじめをかわりかかっていたばかりでつらそうにしている様子も見ていたが、【いじめ】と認知しなかった。	
⑤	A男の保護者から「うちの子がB男にいじめられている」との訴えを受け、A男から事情を聞いたところ「いじめられていない。学校は楽しい。母の言にすぎず」と答えたので、【いじめ】と認知しなかった。	
⑥	アンケートに「B男に嫌なことをされる」と書いたA男に事情を聞いたところ、「嫌なんだ」と、B男には話さないで、親にも内緒にして」と答えたので、【いじめ】とは認知しなかった。	
⑦	A男から「隣の中学校に通うB男に悪でいじめられている」との訴えがあったが、同じ中学校に在籍していないことから【いじめ】と認知しなかった。	
⑧	PTA主催の「プール開放」でA子がB子から悪を押し付けられ泣きだそうになったが、プール下の出来事ではなく、一過性のことだったので、【いじめ】とは認知しなかった。	
⑨	B男は同じクラスのA子につきまとうような行動がしばしば見られ、A子はいじめの被害を訴えたが、B男は発達障害の診断を受けていたので、その特性の表れと判断し【いじめ】とは認知しなかった。	
⑩	A男が「B男、C男、D男からいじめられる」と訴えたが、この4人は「仲良しグループ」だったので、【いじめ】とは認知しなかった。	

第2部 2-1 事例で学ぶ「いじめ対応」

■ 解答と解説

1-1 いじめの認知 解答と解説

①	×	いじめの認知は、「心身の苦痛を感じている」という被害者の主観的な判断に依拠しています。「ショックを受けた」点を重視します。
②	○	「いじめの認知」について（文部科学省、2016年10月）にある事例です。「好意から行ったが罵詈雑言を吐いた場合」も【いじめ】として認知するよう求めています。
③	×	当初の基本方針では「けんかは除く」となっていますが、改定版「児童生徒の感じる被害性」に注目して判断するとされ、「同僚から同僚の実行行動」でも【いじめ】と認知することが多くなりました。
④	×	「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法律22条の学校いじめ対策組織を活用して行います（基本方針）。また、一方の心身に苦痛を与えているので、【いじめ】に該当すると解します。
⑤	○	慎重な判断が必要です。本事例では、丁寧な聞き取りを行ってもなお、本人が否定していることで認知できません。重大事態の場合は、保護者から申立てがあったときは、「重大事態が発生」したもとして対応することになります。
⑥	×	「心身の苦痛」の表明があり、面談でもそのことを否定していないので、【いじめ】と認知します。
⑦	×	「一定の人間関係（同いクラス）・行動（つきまとう行動）・心身の苦痛（被害の訴え）」という【いじめ認知の3要件】がそろっていることで認知します。B男への指導は「支援」の観点から適切です。
⑧	×	法律3条には「学校の内外を問わずいじめが行わなくなるようする」とあり、定義にも発生時の規定はありません。また、「継続性」は【いじめ認知の要件】にはありません。
⑨	×	一定の人間関係（同いクラス）・行動（つきまとう行動）・心身の苦痛（被害の訴え）」という【いじめ認知の3要件】がそろっていることで認知します。B男への指導は「支援」の観点から適切です。
⑩	×	同一集団内でのいじめは、「強制加入型」（集団内型）「自発型」（自発型）などと呼ばれ、見逃されることがあるので注意が必要です。重篤化するおそれがあるので早急な対応が求められます。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1部 事例で学ぶ「重大事態化の過程」

1 小学校の事例

- 事例01 日常的ないじめが積み重なり、一気に重大化【不登校】
- 事例02 小学校のときのいじめが中学校進学後にフラッシュバック【不登校】
- 事例03 不登校をいじめのみに起因するものではないと捉えた対応が重大事態化の要因に【不登校】
- 事例04 いじめが未解消の状態における被害者の「心理的安全」の保持及び配慮【不登校】

2 中学校の事例

- 事例05 集団内に形成された暗黙の階層を背景としたいじめ【自死】
- 事例06 いじめていない生徒を拙速に加害者と判断した学級担任の不適切な対応【自死】
- 事例07 「いじめ動画」認知後の不十分な事後指導により同様の事案が再発【人権侵害】
- 事例08 部活動内の複雑な人間関係に起因するいじめ【不登校】
- 事例09 小規模校における「空気」(雰囲気)を原因とするいじめ【自死】
- 事例10 謝罪の会をめぐる学校の対応が、重大事態化の原因の一つに【不登校】
- 事例11 顧問教師不在時に発生した部活動内の同学年のいじめ【不登校】
- 事例12 加害生徒への指導のタイミングの遅れにより、いじめ被害が深刻化【不登校】
- 事例13 附属小学校のときのいじめが附属中学校進学後に再発し日常化【不登校】
- 事例14 学校生活におけるいじめ相談への対応が重大事態の芽に【不登校】
- 事例15 法に基づく重大事態調査が不十分なため再調査に【不登校】
- 事例16 「日常の子ども同士のじゃれあい程度のもの」から重大事態に【不登校】

3 高等学校の事例

- 事例17 いじめ重大事態が認定されるが加害者不明【心身の不調】
- 事例18 中学校の未解消いじめが高校におけるいじめに継続【不登校】
- 事例19 法の定義とは異なる視点でいじめの有無を判断【不登校】
- 事例20 ネットトラブルによる心身の苦痛から希死念慮が高まる【自死】

目次 (抜粋)

第2部 チェックリストで学ぶ「いじめ対応」

1 いじめの未然防止

- 1-1 いじめの認知
- 1-2 いじめの件数
- 1-3 発達支持的・課題予防的取組
- 1-4 基本方針・組織体制

2 いじめの早期発見

- 2-1 早期発見3ルート
- 2-2 教師の「発見」
- 2-3 子供の「訴え」
- 2-4 他からの「情報」

3 いじめ対応・対処

- 3-1 早期対応
- 3-2 事実把握
- 3-3 被害者の支援
- 3-4 加害者の指導

4 重大事態の調査

- 4-1 重大事態の把握
- 4-2 重大事態の調査
- 4-3 第三者委員会
- 4-4 重大事態調査の課題

5 連携・協働

- 5-1 保護者との信頼関係
- 5-2 保護者との連携・協働
- 5-3 関係機関等との連携・協働
- 5-4 設置者等との連携・協働

各局面の「チェックリスト」「解答と解説」「ナレッジマネジメント」を掲載。

おわりに

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



Q 第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

重大事態化をどう防ぐ?事例とチェックリストでつむ 学校のいじめ対応の重要ポイント

●定価2,750円(本体2,500円+税10%) [コード094458]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に
現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた
だけません。

年 月 日

〒 ー ー
ご住所

機関名

部署名

公用
私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974